

国 不 動 第 23 号
令 和 4 年 5 月 16 日

各業界団体の長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について」(令和4年4月27日国不動第15号)により、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(平成13年国総動発第3号。以下「ガイドライン」という。)の改正について通知を行ったところである。

これについて、表現の適正化等の観点から、同通知による改正後のガイドラインの一部を下記のとおり改正し、令和4年5月18日から施行することとしたので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

- ・宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方を別添のとおり改正する。

以上